

〈論 文〉

アダム・スミス ——近代文明と戦争——

渡 辺 恵 一

* 「戦争と軍備は，近代において，すべての大国の必要経費の大部分を生じさせる二つの事情である。」（Adam Smith, WN, p. 821, [4] 125 ページ）

I はじめに

アダム・スミスは戦争について何を語っているのだろうか。この茫漠たる問題を論じるための主要なテキストは，かれの経済学上の主著とされる『国富論』[1776]であるが，倫理学上の主著『道徳感情論』[1759]と未刊行に終わった『法学講義』（ノート）を必要に応じて適宜参照しながら，本稿のテーマについて検討したいと思う。いうまでもなく『国富論』は，スミスが「文明社会」とよぶ近代社会の経済原理を解明した古典的著作である。しかし，『国富論』における文明社会論の射程は，ただ近代のみに限定されているわけではない。遠くギリシャ・ローマの古典的世界から中世へ，さらに中世から近世・近代に及ぶ壮大なる射程をもって論じられている。文明史とはある意味で戦争の歴史だといわれる。過去の歴史を紐解けば，まさしく戦争による文明の興亡史こそが文明史だったからである。それゆえスミスもまた，『国富論』の多くの箇所において，過去のさまざまな戦争について多様な観点から言及しているのであるが，本稿ではとくに近代文明と戦争というテーマに絞って論じることにしたい。ここで主題となるのは，重商主義時代の近代戦争，つまり近代国家における貿易と戦争との関係である。

主要なテキストとして用いる『国富論』はもちろん，『道徳感情論』も，さらにスミスがグラスゴウ大学で講じた『法学講義』（ノート）もまた，戦争を主題として論じた著作ではない。それゆえ，これらのテキストを丹念に読み解きながら，近代戦争にたいしてスミスがどのような理解をもっていたのかを可能なかぎり再現するように努めたい。

II スミスの正戦論とグロティウス

『国富論』第5編第1章第1節「防衛費」の冒頭で，スミスは，「主権者の第1の義務」として，「社会を他の独立諸社会の暴力と侵略から防衛する義務」をあげ，その義務は「軍事力（military force）によってのみ遂行できる」と述べている（WN, p. 689, [3] 343 ページ）¹⁾。他国から侵略があっ

1) 本稿で引用するスミスの著作『国富論』・『道徳感情論』・『法学講義』（A/Bノート）については，それぞれ WN・TMS・LJ(A)・LJ(B)と略記し，原典と邦訳書の当該ページを文中に記す。訳文については必要に応じて

たばあい、自国防衛のための「軍事力」の行使を、スミスが正当な戦争理由と認めていることは明らかである。だが、このテーマに関連する『国富論』の記述を読むかぎり、防衛のための「軍事力」行使の正当性は自明のものとされ、自衛戦争が許容される範囲やその具体的な根拠について、スミス自身がどのように考えていたのかは、かならずしも明確ではない。もちろんよく知られているように、『国富論』には、17世紀イングランドの重商主義政策の根幹をなす航海条例を、「国防は富裕よりもはるかに重要」(WN, pp. 464-65, [2] 320 ページ)として容認する記述や、また同じく国防に必要な軍事産業を育成するために「グレート・ブリテン製の帆布と火薬の輸出奨励金」を擁護する議論²⁾もあって、スミスが貿易統制の全廃を求める単純な自由貿易論者や非戦論者でなかったことは明らかである。しかし、これらの事例は「国防」のための軍備の必要性を主張したものであり、いわゆる戦争の正当理由について論じたものではない。『国富論』は元々「法学」の一部門として構想された著作であったとはいえ、その主題は「政治経済学」であって、厳密な意味での法学ではなかったからである³⁾。それゆえ『国富論』において、「近代文明と戦争」といったテーマは、まずもって近代国家を維持する軍事力(常備軍)を財政的に裏づける「経費」の観点から論じられるのはやむを得ないことであるが、しかし幸いにもわれわれの手には、スミスが晩年まで出版を意図していた「法学」の講義ノート⁴⁾が残されている。

『法学講義』(Aノート)は、スミスがグラズゴウ大学教授として1762-63年に講じた詳細な筆記ノートであるが、残念ながら、第1部「正義」と第2部「内政」の途中で途切れてしまっている。一方、翌1763-64年の講義内容を整理したものと推定される(旧キャンナン版)Bノートには、簡潔な記述にとどまるとはいえ、第3部「公収入」と第4部「軍備」、さらには「国際法」までのすべての講義項目が残されている。そこで本稿のテーマに関連して、最初に『講義』(Bノート)の「国際法」におけるスミスの正戦論を一瞥しておくことが有益である。

まず『講義』(Aノート)の冒頭で、スミスが軍備の必要性について論じている一文を引いておこう。「国家を外からの侵害にたいして防衛するとともに、なされてしまった何らかの侵害について賠償を受けるためにも、軍事力(armed force)の維持が必要である。」(LJ(A), p. 7, 3 ページ〔傍点強調は引用者自身のもの、以下同じ。]) そうだとするとスミスにとって軍事力の維持は、『国富論』第5編冒頭で述べられているように、ただ自国防衛の抑止力としてだけに必要とされるのではない。それはまた、実際に自国を侵害した他国または他国の住民にたいして損害賠償や原状回復を求める手段として認められている。というのは、侵害にたいする賠償請求が拒否されたばあい、国際紛争の解決手段として戦争に訴えることが必要になるからである。

国家はどのようなばあいに戦争をすることが認められるのだろうか。スミスが「防衛」戦争を合法としていることは明らかであるが、『講義』(Bノート)において彼は、戦争の正当理由(just cause of war)について、「一般に、裁判で適切な訴訟の根拠となるものはなんであれ、戦争の正

手直しをしている。

- 2) 「たしかに、もし何か特定の製造業がその社会の防衛上必要であるなら、その供給を近隣諸国に依存することは、かならずしもつねに慎慮があるとはいえない。……グレート・ブリテン製の帆布や火薬の輸出にたいする奨励金は、おそらく、ともにこの原理によって擁護されよう。」(WN, pp. 522-23, [3] 44 ページ)
- 3) スミスの法学講義と『国富論』成立問題については、渡辺 [1995] を参照されたい。
- 4) 以下に論じる二種類の法学講義ノートについては、Smith ([1978] LJ(B)) の訳者解説(水田 [2005]), 501 ページ以下を参照。

当な理由となりうる」と述べ、具体的に次の3点を指摘する (LJ(B), pp. 545-46, 418-19 ページ)。

- (1) 「ある国民が他の国民の財産を侵害するか、あるいは他国の臣民たちを殺害または投獄し、侵害しても裁判を拒否するばあいに、主権者はその犯罪行為にたいして償いを要求しなければならない」が、侵害者によってその「補償が拒否された」とき。
- (2) 「ある国民が他国民にたいする負債の支払いを拒否する」という、契約破棄があったとき。
- (3) 「ある国の主権者の他国の主権者あるいは臣民にたいする犯罪行為、あるいはある国の臣民の他国の臣民にたいする犯罪行為が、妥当な賠償をとまわらない」とき。

スミスによれば、「訴訟の根拠となるのは、暴力によって履行を強制しうるような、ある完全権の侵犯」である。こうした犯罪行為は国内では為政者（主権者）によって裁かれるが、絶対的な裁定者が存在しない国際社会にあっては、訴訟に代わって戦争が最終的な解決手段となる。この意味で戦争は、国際社会において「正義」(自然法)を実現する正当な手段とされたのである。ところで、グラスゴウ版『法学講義』の編者は、スミスの正戦論が述べられている当該箇所注記して、フーゴ・グロティウスの『戦争と平和の法』[1625]とともに、フランシス・ハチソンの『道徳哲学序説』[1747]と『道徳哲学体系』[1755]の参照を求めているが、スミスの議論はグロティウスを踏襲したものと考えてよいであろう⁵⁾。グロティウスは、『戦争と平和の法』第二巻で、戦争開始の正当理由を明らかにし、「防衛、財産の回復と刑罰 (defence, recovery of property, and punishment)」（Grotius: 1925, II, i, 2(2)）の3点を指摘したが、スミスの列挙した(1)～(3)は、それぞれ「防衛」・「回復」・「刑罰」という、グロティウスが設けた区分に厳密に対応しているからである⁶⁾。

スミスは、『講義』(Bノート)の序論劈頭において、「グロティウスは、なにか自然法学の正規の体系らしいものを世にあたえようと試みた、最初の人であったと思われる。そして、戦争と平和の法にかんするかれの論説は、そのあらゆる欠陥にもかかわらず、おそらく今日において、この主題についてのもっとも完全な著作である」(LJ(B), p. 397, 17 ページ; Cf. TMS, p. 342, [下] 400 ページ)と、グロティウスにたいして異例ともいえる高い評価をあたえている。この一文は、『道徳感情論』初版第6部(6版第7部)末尾から、おそらく出版を意図して新たに設けられた『講義』(Bノート)の「序論」に、そっくりそのまま再録されたことに注意が必要であろう。このようなスミスのグロティウス評価は、ただ法学講義で「国際法」を講じる必要から生じた便宜的なものではなく、かれ自身の自然法学体系の根幹にかかわる内実を含んでいると考えられるからである。

だが、スミスがグラスゴウ大学で深く学んだ道徳哲学 (moral philosophy) の伝統に思いを致すとき、かれがグロティウスの自然法学を称賛していることに、スミス研究者であれば違和感を覚え

5) スミスが述べている「訴訟の対象であるものはすべて戦争の理由となりうるという一般原則」(LJ(B), p. 546, 419 ページ)は、おそらく「戦争が生じる原因は、訴訟が起こされる原因と同じほど無数に存在することは明らかである。けだし司法的解決が失敗したばあいに戦争が始まる」(Grotius [1925] II, i, 2(1))を要約したものと考えられる。

6) 『講義』(Bノート)で列挙された前掲(1)の内容が「防衛」に相当するという説明は、ややわかりにくいかもしれない。しかし、グロティウスにあって「防衛……は、基本的には自己の生命、身体、財産に対する現在の侵害の排除である。侵害行為が現存するかぎり財産の回復もここである防衛に含まれる」(大沼編 [1987] 142 ページ)とすれば、スミスの「防衛」概念を、せまく「抑止力」に限定して理解する必要はない。

るにちがいない。というのは、スミスが「決して忘れえぬ」教師として尊敬の念を抱き続けたハチスンの道徳哲学は、かれの前任者ガーショム・カーマイクルがグラスゴウ大学に導入した、ザミュエル・プーフンドルフの自然法学を継承するものであったからである⁷⁾。ちなみに、カーマイクルは、かれが講義で使用したプーフンドルフの『自然法にもとづく人間と市民の義務』の自家版 [1724] の始めで、次のように指摘している。「プーフンドルフは、『自然法と万民法』という表題の書物においてより完全な道徳体系を出版したが、それは、グロティウスの著作の題材を、より近づきやすい順序に整理し、道徳学説を完成させるために必要であるのに、グロティウスの著作には欠けていると思われるものを補うことによって可能となったのである。」(Carmichael [1724] p. 10)

スミスが、プーフンドルフの自然法学を起源とし、スコットランドではグラスゴウ大学のカーマイクル→ハチスンへと受け継がれた道徳哲学の伝統に学びながらそれを批判する最大の論点は、法学に倫理・政治問題を混在させる、かれらの体系の「決疑論」的性格にあった⁸⁾。この点については、スミスが、「良心の問題」をめぐる近代の決疑論者として、「プーフンドルフ、その注釈者のバルベイラック、そしてだれにもましてハチスン博士」の名前をあげていることが、そのなよりの証左となる。「ハチスン博士は、たいていのばあい、けっしてゆるやかな決疑論者ではなかった」(TMS, p. 331, [下] 374 ページ)とまで、決疑論的特徴が顕著なハチスンの学問体系にはとくに手厳しいコメントが加えられている⁹⁾。

そこでスミスが批判するハチスンの決疑論的特徴とはなにかを明らかにするために、正戦論をめぐるハチスンとスミスの見解の相違点を示す事例として、まず、先制攻撃の必要性を主張するハチスンの議論を紹介しておこう¹⁰⁾。「自由な国家の構成員のあいだでは、たとえ悪意のない手段であっても、希少なものを、全体を危険にさらすほど過度に獲得することを阻止する説得的な理由がおそらくある。それと同様に、過度に勢力を拡大するいかなる国家からも自らが安全であるために、その近隣の諸国家には、適切な安全保障を主張するべき、もしくはその拡大にたいして実力で阻止してもよい、正当な理由が存在する。」(Hutcheson [1755] (vi), III, x, 3 [下線強調は引用者自身のもの、以下同じ。])

もっともハチスンにとって、こうした先制攻撃は、あくまで緊急時の「例外的な権利 (ex-*traor-*

7) 18世紀グラスゴウ大学における道徳哲学の伝統については、Moore and Silverthorne [1983; 1984], 生越 [1989], 前田 ([2004] 63-147 ページ) および田中 ([2014] 29-79 ページ) などを参照。

8) スミスの決疑論批判に言及した研究は、管見のかぎり僅かしかない。Downie [1992], 田中 [1997] 83-5 ページ, 渡辺 [2008] 223-28 ページを参照されたい。

9) グロティウスの著作『戦争と平和の法』も、スミスによれば、「主権者と国家にとって、どういふばあいに戦争をおこなっても正当でありうるか、どこまでそれを推し進めていいかを決定する、一種の決疑論の書である」ことには変わりはない。しかし、「かれは、公正な為政者が匡正するのがつねであるような侵害を国家がうけたばあいにすべて、戦争は合法的であると決定した。このことから当然にかれは、諸国家の基本構造と市民法の諸原理を、すなわち主権者と臣民の諸権利、犯罪、契約、所有、および法の対象であるその他あらゆることを、研究した。したがって、かれの論説のうち、この主題を論じた最初の二巻は、法学の完全な体系である」(LJ(B), p. 397, 17-18 ページ) という。ちなみにここで、グロティウス自身が、「政治学と現在の関心事である法の体系とを混同した」ジャン・ボダンを批判していることも想起すべきである (Grotius [1925] Pro. 57)。

10) この問題については、すでにタック (Tuck [1999]), pp. 182-83, 311-12 ページがハチスンの『道徳哲学体系』から一文を引いて論じている。

di-nar-y rights of necessity)』として認められるにすぎない。スミスもまた、「隣国が富んでいることは、戦争や政治のうえでは危険である」(WN, p. 494, [2] 374 ページ) ことを認めるが、しかし、かれはグロティウスにしたがい、必要性の観点から外的な脅威があることだけを理由として他国に先制攻撃を加えることの正当性を否定する。「強盗があなたを殺すことを意図していたことが明らかだとすれば、かれを阻止するためにできる限りのことをするのは、あなたとしてはまったく合法的である。侵害は明白だからである。同様に、ある国民が他国民にたいして陰謀を企んでいると思われるときには、実際には何も侵害がなされていないかもしれないにせよ、その意図を宣明させることが必要である。」(LJ(B), p. 546, 421 ページ) 要するに、たんなる軍事的脅威だけではなく、敵対国の侵略の意図が明確にならないかぎり、防衛のための先制攻撃は認められないというのが、ハチスンにたいするスミスの主張である。

次も、やや文意がとりにくいが、同じく『講義』(B ノート) から、「ハチスンは適切な基礎のうゑに推論していない」と論じている事例を紹介しておきたい。

ハチスンによると、「もし政府が近隣の主権者または臣民を侵犯し、自国民が政府を支持し、いわばその渦中であって政府を守り続けるならば、それによって彼らは共犯者になり、政府とともに処罰を受けることになる。」このばあい政府を支持した国民がとるべき選択肢は、「その損害に自分たちが責任を負うことを認めるか、さもなければその政府をみすてるか」のどちらかしかない(LJ(B), p. 547, 422-23 ページ)。このハチスンの戦争責任論にたいしてスミスは次のようにいう。国民は主権者(政府)との服従契約をそもそも廃棄できないから、ハチスンによれば国民自身が責任を負わなければならない。だが、政府がおこなった戦争犯罪に、「自分自身の利益のために」加担した国民がいたからといって、犯罪行為とは直接無関係な国民全体を有罪とみなすのは正しくない。それは、近隣の敵対国(フランス)の国民を憤激の対象とみなすことから生じる誤謬であり、「司法の諸規則にはまったく反する」(LJ(B), p. 547, 423-24 ページ) 見解である¹¹⁾。

スミスの『法学講義』は、「法学」に「政治」と「倫理」の諸問題を混在させたハチスンの道徳哲学体系を、グロティウスの伝統に立ち戻って、厳密な意味での「法学」とそれ以外の領域に分離・再編(換骨奪胎)する試みであったのであるが、こうした自然法学におけるグロティウス主義の伝統は、スコットランドのエディンバラ大学では18世紀初頭から確認される傾向であった(Cairns [2015b])。大陸系自然法学の伝統としてグロティウスよりもプーフェンドルフを重視する道徳哲学の伝統は、それゆえスコットランドでは、むしろ18世紀のグラスゴウ大学に固有の特徴だったとみるべきかもしれない。

Ⅲ 近代文明と貿易戦争——商業の原理 vs. 「貿易の嫉妬」

グロティウスが想定する国際社会は、ある種の自然状態ではあるが、アナキー(無政府状態)

11) Van de Haar [2013] p. 163 参照。『講義』のグラスゴウ版編者が参照を求めているテキストは、Hutcheson[1747] III, ix, 4 [1755] III, x, 7) であるが、スミスがハチスンの見解をどの程度正確に要約しえているのか、そしてその批判が妥当かどうかについては、いまは問題としない。ここでは、『道徳感情論』のなかでスミスが「もっとも不正な戦争においてさえ、罪があるのは主権者または支配者たちだけなのがふつうである。臣民たちのほとんどはつねに、完全に無罪である」(TMS, p. 155, [上] 446 ページ) と述べている一文が、本稿の議論と直接符合する箇所であることを指摘しておきたい。

ではない。開戦理由を自然法の実現と回復に限定した正戦論と「国民の共通の同意」に基づく国際法の秩序とによって、国際社会は維持されうると考えられているからである (Bull [1968a] [1968b])。国際関係研究における英国学派の泰斗マーティン・ワイト (Wight [1991]) は、国際理論を、①国際的アナキーを強調する「現実主義」(マキアヴェリ主義)、②正戦論と交渉による平和を特徴とする「合理主義」(グロティウス主義)、そして③国家の枠組みを超えた世界政府の樹立をめざす「革命主義」(カント主義)の3つの伝統に区分したが、『法学講義』(Bノート)の正戦論から垣間みえてくるスミスの国際社会理解は、②「合理主義」(グロティウス主義)の伝統に近いといえよう (Van de Haar [2009] p. 73)。スミスの自由貿易論は、完全な「自然状態」では成立しえないし、かといって主観国家の枠組みを超越した「国際平和」の実現を希求するものでもないからである。

スミスの近代文明論の背景には、「諸国民の商業は和合と友情の紐帯 (a bond of union and friendship) である」(WN, p. 493, [2] 372-73 ページ) とする、国際社会認識がある。これは、ただ③「革命主義」の理想を語ったものではなく、「商業の互惠性」にかんするスミスの深い洞察に支えられた認識である。「二国間でおこなわれるすべての商業は、必然的に双方にとって有利であるにちがいない。商業の目的そのものが、諸君自身の諸商品を、諸君にとってそれらよりも便利と思う他人の諸商品と交換することにある」(LJ(B), p. 511, 325 ページ) からである。もちろん分業と市場が二国間だけではなく世界的規模で拡大してゆけば、商業の互惠性をもたらすメリットはさらに広範なものとなるはずである。これがスミスの自由貿易論である。しかし商業の原理¹²⁾は、スミスにとって交易国双方に経済的利益をもたらすという理由だけで重視されているのではない。対外商業は封建制を解体に導き、近代ヨーロッパに秩序と富裕を復活させる原動力になったとして、『国富論』第3編でスミスは、商業がもたらす文明化作用(破壊と創造)にも着目している¹³⁾。また、世界規模での商業交易の拡大が「知識とあらゆる種類の改良の相互交流」を実現し、その結果、やがて東西世界に「力の対等」関係が樹立される(リオリエントの)時代¹⁴⁾が到来すると予測しえたのも、商業がもたらす文明化作用にたいするスミスの洞察によるものである。「アメリカの発見と喜望峰経由での東インド航路の発見がなされた特定の時期には、たまたまヨーロッパ人の側の力の優越性ははるかにまさっていたために、彼らはそれらの遠隔諸国であらゆる不正を行っても、処罰されないでいることができた。おそらくこれからはそれら遠隔諸国の住民はより強力になり、あるいはヨーロッパの住民はより弱くなり、世界のあらゆる地域の住民は、勇氣と力において平等になって、そのことが相互の恐怖心をそそり、それだけでも独立諸国の不正を抑制して、相互の権利にたいする何らかの尊敬の念をもたせることができるだろう。」(WN, p. 628, [3] 235 ページ)

だが一方で、しばしばスミスの商業認識はアンビバレントだと指摘される。とくに『国富論』第4編の主題である重商主義批判のテーマに着目するならば、かれの国際社会理解には、ワイトのいう①「現実主義」的な一面があることも否定できない事実である。実際、『商業=和合と友愛の紐帯』という商業原理が明示された一文を、その全文とともに引いておくと、「各国民は自国と貿易する

12) 本稿で使用する「商業(の)原理」は、「商業の互惠性」や以下に論じる「商業の文明化作用」を意味する用語である。「商業の原理」を、本稿では以下、重商主義と訳されてきた「商業の体系」あるいは「商業主義」(commercial system)とは区別して用いる。

13) 渡辺 [2015] 214 ページ。この点については次節で言及する。

14) Cf. Frank [1998] を参照。

すべての国民の繁栄を憤怒の眼でみて、彼らのもうけは自国の損失だと考えさせられてきた。諸国民の商業は、諸個人間の商業と同様、自然に和合と友愛の紐帯であるべきであるのに、不和と敵意のもっとも豊かな源泉となっている」(WN, p. 493, [2] 372-73 ページ)、と記されているからである。それゆえ、『商業=不和と敵意の源泉』という命題の方を重視するアンドルー・ウォルターは、『『国富論』(1776)において、スミスははっきりと諸利益の自然的調和という理念を拒否しており、しばしばバラバラな国際主義よりも国際関係における現実主義や重商主義者の伝統により近い立場をとっている』(Walter [1996] p. 144, 183 ページ)と、主張する。

商業の原理が、近代ヨーロッパの国際社会において「和合と友愛の紐帯」から「不和と敵意の源泉」に変質してしまうのは、スミスによれば「商人の嫉妬 (mercantile jealousy)」(WN, p. 496, [2] 378 ページ)によるものであり、イシュトファン・ホントが、かれの大著『貿易の嫉妬 (*Jealousy of Trade*)』で真正面から取り組んだ中心テーマが、まさしくこの問題であった¹⁵⁾。いうまでもなく、「貿易の嫉妬」という用語は、ヒュームが1758年と60年の間にはじめて公刊した比較的短編の論文タイトル¹⁶⁾に使用されたものであるが、重商主義体制下におけるスミスの国際関係理解との関連でより重要なのは、『道德・政治論集』[1741]に掲載された「自由と専制について」(1758年版では「市民的自由について」と改題)のなかの次の一文である。

「交易は、前世紀まで国家の関心事とみなされることはけっしてなかった。だから政治問題を論じた古代の著作家で、交易に言及した者はほとんどいない。イタリア人でさえ、交易に関しては深い沈黙を守っている。しかし、いまでは交易は、理論的に考える人びとだけではなく、国家の大臣にとってももっとも重要な関心事となっている。あの二大海洋国家〔オランダとイングランド〕の巨大な富と壮大さと軍事的偉業がはじめて、広範な商取引の重要性を人びとに教えたと思われる。」(Hume [1987] pp. 88-89, 79 ページ)

スミスもまた、「オランダ人は、1671年にフランスのワイン、ブランディ、製造品の輸入を禁止した。1672年の〔蘭仏〕戦争は、部分的には、この商業上の紛争によってひきおこされたように思われる」(WN, p. 467, [2] 325 ページ)と述べ、ヒュームとともに、「交易が国家の関心事」になったことを、政治学における古代と近代とを分かつメルクマールとみなしている¹⁷⁾。だが、交易(対外商業)が近代国家の関心事となれば、ヨーロッパの諸国民間にヒュームのいう「貿易の嫉妬」が醸成されることになる。この貿易の嫉妬がスミスのいう重商主義システムの原動力であるとすれば、近代ヨーロッパの諸国民が演じる熾烈な貿易競争は、過去に前例をみない規模での国家間の戦

15) Hont [2015] pp. 111-32を参照。ただし、「貿易の嫉妬」に相当するスミスの一般的用語は、次節で論じるように、「独占の精神」である。少なくとも『国富論』では、'mercantile jealousy'や'jealousy of merchants and manufactures'という表現はみられるが、'jealousy of trade'という用例は確認できない。

16) Hont [2015] は、従来のグリーン＝グロス版著作集にしたがい、自著の冒頭で『貿易の嫉妬』は、1758年に初めて公刊されたデイヴィッド・ヒュームの有名な論説の表題である」と述べているが、Hume [1987]の訳者(田中 [2011]) 267ページは、「M版 [*Essays and Treatises in Several Subjects*, London and Edinburgh, [1758]]の目次にこのエッセイはみられないし、実際、入れられていない」と指摘している。「貿易の嫉妬」という論考が明確なかたちで収録されるのは、同著N版(4 vols, 1760)からである。

17) Hont [2005] pp. 8-9, 36-7, 6-7, 26 ページ。

争を引き起こす原因となるであろう。スミスがいうように、「今世紀と前世紀をつうじて、国王や大臣の気まぐれな野心も、商人や製造業者の見当ちがいの嫉妬ほどには、ヨーロッパの平和にとって致命ではなかったのである。」(WN, p. 493, [2] 373 ページ)

オランダが衰退した17世紀末から英仏両国は、第二次100年戦争に突入していった。自由貿易の互恵性は英仏間において明らかであるにもかかわらず、「両国は隣同士であるために、必然的に敵であり、そのため、それぞれの国の富と力は、相手にとっていっそう恐るべきものとなる。……彼らはともに富裕で勤勉な国民であり、それぞれの国の商人と製造業者は、他方の国の商人と製造業者の技倆と活力による競争を恐れている。商人の嫉妬に駆りたてられ、ともに国民的敵意の激しさによって相手を激昂させ、みずからも激昂するのである。」(WN, p. 496, [2] 378 ページ)

そうだとすると、スミスが熱心に説いた商業の互恵性や文明化作用は、重商主義戦争の時代ともなれば、まったく有効性を失い、非現実的な主張となったと考えるべきだろうか。もし、スミスの自由貿易論が、平和の理想を語っているにすぎないユートピアであったとすれば、かれの国際社会論は、ワイトのいう③「革命主義」に区分しなければならない¹⁸⁾。しかしスミスは、商業貿易が近代国家の関心事となり、ヨーロッパがいわゆる重商主義戦争に突入した時代状況にあっても、商業原理の互恵性と文明化作用は貫かれていると考えていた。スミスの国際社会理解を探るさらなる手がかりを求めて、まず『国富論』から、「駐在外交使節」の成立事情について説明した一文を引いておこう。

「戦争や同盟の目的から公使をおく必要のない諸外国にも、たびたび商業上の利害から公使をおくことが必要となるばあいがあった。……そうした〔商業上の〕利害関係がヨーロッパのさまざまな国家の臣民のあいだに、必然的にたえず摩擦を引き起こしたことが、おそらく、すべての近隣諸国に、平時にも常駐する大使または公使をおく慣行を導入したのだろう。昔は知られていなかったこの慣行は、15世紀末か16世紀初めよりも、すなわち、商業が最初にヨーロッパの大部分の諸国民にひろがりはじめて、かれらがその利害に留意しはじめた頃よりも、古くはないように思われる。」(WN, p. 732, [3] 411-12 ページ)

スミスは、ヨーロッパ各国が大使や公使を相互に派遣し駐在させる近代に固有の外交使節制度は「商業上の利害」調整の必要性から生まれた、と指摘する。この制度は、平時戦時を問わず、各国間の経済的および政治的な軋轢を緩和しながら、戦争を回避する手段として発展してゆく。外交使節制度については、『講義』(B ノート)の「国際法」においてかなり詳しく論じられているのだが、前掲引用文でとくに注目されるのは、交易がヨーロッパ諸国家の関心事となる時期を、17世紀末とみるヒュームよりもスミスがさらに1世紀以上も遡及させていることである。これはスミスにとって、商業の互恵性やそれによる文明化作用がヨーロッパの外交使節制度というかたちをとって、16世紀の初め以来、いわゆる「勢力均衡」の機能を果たしてきたことを示す事例とされる¹⁹⁾。

18) もちろん、スミスが、かかる「ユートピア」を否定していることは周知のとおりである。「グレート・ブリテンに貿易の自由が完全に回復することを期待するのは、たしかに、グレート・ブリテンにオシアナやユートピアがかりにも建設されるだろうと期待するのと同様にばかっている。」(WN, p. 471, [2] 330-31 ページ)

19) LJ(B), p. 551, 436-37 ページ。岡 [2009] 12 ページによれば、「このような常駐外交使節の最初のものは1455年にミラノ (Milano) がジェノヴァ (Genova) へ送ったそれであったといわれている。……イタリア都市国家

というのは、ヒュームが「交易が国家の関心事」になったとする、いわゆる重商主義の時代においてさえ、常設の外交使節制度は、ヨーロッパ各国の経済的および政治的な軋轢を緩和する手段として存続していたからである。

もちろん外交使節制度によって維持されてきた国際法が、戦争の抑止力としてきわめて不完全なものであることは、スミス自身も率直に認めている。「戦争においては、いわゆる国際法がしばしば侵犯されながら、侵犯者になにもとるにたりるほどの不名誉をもたらさない……だけではなく、その国際法自体が、大部分は、もっともわかりやすく明らかな正義の諸規則を、きわめてわずかしか顧慮せずに定められたものである。」(TMS, p. 155, [上] 445-46 ページ; Cf. p. 228, [下] 132-33 ページ)しかしスミスは、それでも、「古代国民と近代国民の慣行」を比較しながら、商業化によってヨーロッパの風習が洗練されてきたので、近代における「戦争の残虐性」は緩和されつつあると論じる。

『講義』(B ノート)にあげられている戦争の残虐性が緩和された国際法および戦争法上の「合意」事項とは、①「いまでは戦争捕虜は、けっして奴隷にされることはなく、抑圧されることもない」(LJ(B), p. 548, 426 ページ)という戦争捕虜に関する人道的な処遇、②捕虜交換条約、③他国内での略奪・殺傷行為の制限などである。とくに、②に関してスミスは、「捕虜交換条約は、人類愛についてのわれわれの洗練の証拠であって、それによれば陸海軍の〔捕虜〕兵士が、それぞれの戦闘の終結時に、一定額に評価されて交換されるのであって、捕虜が多かった国民が差額を支払う」(LJ(B), p. 548, 426-27 ページ)と述べているが、これは、軍隊の規模と戦費が膨張する近代戦争に浸透しつつあった「経済原則」を反映した記述として興味深い²⁰⁾。

さらに、対イスラム戦争(十字軍)を念頭においた言及ではあるが、ローマ法王がヨーロッパ社会の平和維持と高度な人類愛の普及に一定の役割を果たしたとも指摘される。「法王は全キリスト教徒の共通の父とみなされ、聖職者はかれに服従し、かれの使節たちによって、ヨーロッパのすべての宮廷と交渉をもった。これによってヨーロッパの宮廷は、より近く結ばれたのであり、かれはかれらを相互にいっそうの人類愛をもって扱うように、義務づけたのである。」(LJ(B), p. 549, 426 ページ)スミスは、『国富論』第5編や『道徳感情論』において新旧を問わずキリスト教の狂信にたいして批判的なスタンスを表明しているが、かれは「宗教問題におけるヴォルテールの門弟」²¹⁾

間にはじまったこの常駐外交使節制度とその運用とは、半島外の他のヨーロッパ諸国の倣うところとなり、16世紀末には大多数のヨーロッパ諸国の間に常駐外交使節の交換がみられるようになった。」スミスも、『法学講義』(B ノート)で、常駐の外交使節制度の起源を「15世紀ごろ」のイタリアに求める一方で、「はじめて駐在外交使節が使用されたのは、17世紀の初めにスペイン王フェルディナンド(Ferdinand, King of Spain)によってであった」(LJ(B), p. 551, 434 ページ)という、前者とは食い違う記述も残している。17世紀はじめのスペイン国王は、スミスのいうフェルディナンドではなく、フェリペ3世(Felipe III, 1598-1621 在位)である。それゆえ、「もっともはやくこの〔常駐外交使節の設置という〕手法を導入しようとしたのは、スペイン(アラゴン)国王フェルナンドであった」という光辻[2012]96ページの指摘を勘案すれば、「17世紀」は「16世紀」の誤記と考えるべきである。なお、この16世紀初めのスペイン(アラゴン)国王フェルナンド2世(Fernando II)の在位は、1479年から1516年である。

20) この前後の文脈にも言及した、Van de Haar [2009] pp. 64-5を参照。

21) 以下の新聞紙面(4面)に掲載されたスミスの追悼記事によるもの。Anon. [1790] "Biographical Anecdotes of Adam Smith," *The Times*, August 16.

として、宗教的多様性を前提とする「寛容」を重視していた²²⁾。それゆえ「ローマ教会では、下級聖職者の勤勉と熱意は、利己心という強力な動機によって、どのプロテスタント国教の教会よりも、活力を保っている。……聖ドメニコと聖フランチェスコの二大托鉢教団の設立は、マキアヴェッリの述べるところでは、13、14世紀に、カソリック教会で衰えつつあった信仰と献身を復活させた」(WN, pp. 789-90, [4] 63-4 ページ)として、スミスは、「もっぱら修道士と貧しい教区聖職者によって支えられた」ローマ・カトリック教会の下からの反宗教改革運動について肯定的な評価をあたえている。しかし、その頂点に立つローマ法王にたいして、ここまで好意的なコメントを残しているのは、『講義』(B ノート)のこの箇所のみである。

最後に、ヨーロッパ社会の改良が戦争の残虐性を緩和するとされる事例を、もうひとつ紹介しておこう。それは、ジェフリ・パーカーが、近代ヨーロッパで生じた「軍事革命」の決定的要素のひとつとして指摘する火器の使用についてである。「近世ヨーロッパの戦争は、相互に関連する三つの大きな展開によってその姿を一変させた。火器の新たな使用、新しい要塞築城術、軍隊の兵員数の膨張がそれである。」(Paker [1988] p. 43, 60 ページ)『国富論』第5編第1章(「防衛費」)の主題は、古典古代以来の「常備軍 (standing army)」vs.「民兵 (militia)」の優位性如何という争点を基軸にして、近代文明国の防衛に不可欠となってくる常備軍の重要性を論じることである²³⁾。

こうした常備軍が主力となる近世ヨーロッパの戦闘に一大変革をもたらしたのは、マスカット銃や大砲といった火器の使用であった²⁴⁾。『講義』(B ノート)でスミスは、こうした戦闘での火器の使用が、戦争の残虐性を軽減する結果をもたらしたと指摘し、その理由について次のように述べている。「近代の軍隊は、相互に敵愾心をかきたてられることが少なくなった。それは小火器が軍隊を、まえより遠く隔てるからである。軍隊がつねに剣を手にして戦ったときには、興奮状態は最高度に達しており、軍隊同士が入り乱れていたので殺戮はずっと激しかった。」(LJ(B), p. 550, 431 ページ)兵器の近代化は戦争の残虐性を(目にみえなくするので)逆に緩和するという主張をさらに推し進め、それを現代に適応するなら、ミサイル兵器や核の抑止力を容認する意見にもつながる。スミスは、『講義』(B ノート)に記した兵器の近代化それ自体が戦争の残虐性を緩和するという見解について、『国富論』では「近代の戦争では、即座の服従の習慣のほうが、武器の操作におけるかなりの優越よりも、はるかに重要である」(WN, p. 708, (3)373 ページ)と補足修正を加えているが、基本的には『講義』(B ノート)の見解を踏襲し、「火器の発明は、一見したところきわめて有害なようにみえるかもしれないが、文明の永続にとっても拡大にとっても確実に有利なものである」(WN, pp. 705-06, (3)373 ページ)と結んでいる²⁵⁾。

以上の検討から明らかなように、縷々指摘される商業原理に関するスミスのアンビバレント——《和合と友愛の紐帯》vs.《不和と敵意の源泉》——は、かならずしも『国富論』の国際社会論の自己撞着を意味するものでない。リサ・ヒル (Hill [2009]) は、スミスの国際社会論を「現実主義」とみるウォルター説を批判して、短期的にみればスミスは現実主義者であるが、長期的には諸国家

22) スミスの宗教論については久保 [1989] を参照。さらに最近の有益なサーヴェイとしては Kennedy [2013] と Graham [2016] がある。

23) スミスにおける常備軍と民兵論との関係については、後段V節で論じる。

24) この点については、Paker [1988] のほか、Howard [2009] pp. 13-4, 35 ページを参照。

25) さらにスミス研究では、Minowitz ([1989] pp. 311-13; [1993] pp. 94-113) が、近代戦における火器の使用について言及している。

間の利害は調和すると信じていたと論じたが、その解釈はおおむね妥当なものといえるだろう。

Ⅳ 近代システムとしての重商主義と戦争

前項で述べたように、ヒュームは、近代政治の特徴を「交易が国家の関心事」となることにあるとした。しかし彼によれば、国際貿易上の競争が激しくなると、「商業上ある程度の進歩をみせている国家の間で、近隣の諸国民の進歩を疑い深い目でみて、貿易国をすべて競争相手とみなし、いずれの国も近隣の諸国民を犠牲とせずには自国の繁栄はありえない」(Hume [1987] p. 328, 264 ページ) と考える、まったく根拠のない「貿易の嫉妬」が諸国民に蔓延することになる。ヒュームは、この「貿易の嫉妬」と題された論考を次の文章で結んでいる。「私は、人類の一人としては無論のこと、ブリテン臣民の一人としても、ドイツ、スペイン、イタリア、それにフランスの商業の繁栄を願っている。少なくとも、私の確信するところでは、グレート・ブリテンとすべての諸国民の主権者や大臣が、おたがいにこのような寛大で博愛的な考え方を取り入れるならば、これらのすべての国民はもっと繁栄するはずである。」(Hume [1987] p. 331, 267 ページ) しかし 18 世紀ヨーロッパにおいて頻発する貿易戦争は、こうしたヒュームの期待を裏切ったかたちで、国際関係にさらなる政治的および軍事的な脅威を惹起する原因となった。イシュトファン・ホント [2005] が鋭く指摘するように、「貿易の嫉妬とは近代の経済交易へのマキアヴェリズムの導入であった」(p. 9, 7 ページ) とすれば、「近代の政治では貿易の論理が戦争の論理に屈服させられることを意味した」(p. 6, 5 ページ) からである²⁶⁾。スミスは、近代ヨーロッパの国際関係のなかに必然的に醸成されてくる「貿易の嫉妬」というヒュームの言説を、『国富論』において新たに考案した「商業主義あるいは重商主義 (commercial, or mercantile system)」と読みかえ、その「独占の精神」批判の論理をさらに彫琢し、徹底していった²⁷⁾。

『国富論』第 4 編第 8 章「重商主義についての結論」²⁸⁾ においてスミスは、「この重商主義全体の考案者はだれか」という問題をあらためて問い直し、その推進主体は「商人と製造業者」であったと結論づけた (WN, p. 661, [3] 298 ページ)。「どの国でも自分たちが必要とするものを、何であれ、もっとも安く売る人々から買うのが、つねに国民大多数の利益である。」このような自由貿易 (商業の自由) の互惠性は、「きわめて明白であるから、この命題を証明するのにわざわざ骨を折るのは馬鹿げているとさえ思える。」しかしながら、国民の大多数の利害と対立するのは明らかであるにもかかわらず、「商人および製造業者の利害に絡んだ詭弁 (sophistry) が人類の常識を混乱させた」(WN, pp. 493-94, [2] 373 ページ) ことによって、「貿易一般を保護することは共同社

26) 重商主義を「経済的新マキアヴェリズム (economic neo-Machiavellianism)」と再定義するホントは、「貿易の嫉妬は国際貿易への国家理性の適用であった」(Hont [2005] p. 13, 7 ページ) とともに論じている。貿易の嫉妬と「国家理性」との関係については、さらに Pool [2005] pp. 100-31 も参照。

27) スミスはいう。「人類の支配者でもないし、あるべきでもない商人や製造業者の卑しい強欲、独占を求める精神 (monopolizing spirit) ……、この〔重商主義の〕学説を考案したのも普及させたのも、もとは独占の精神 (spirit of monopoly) であったということは、疑うことができない。」(WN, p. 493, [2] 373 ページ) なお当時の国際社会理解をめぐるヒュームとスミスとの異同については、Van de Haar ([2009] pp. 41-56 [2013])、田中 [2016] (本誌) を参照。

28) この第 8 章は、はじめ『国富論』初版および第 2 版への補遺と訂正 (別冊) として 1784 年に刊行された。

会の防衛にとって不可欠であり、それゆえまた、それが行政権力の義務の不可欠の部分であると、つねに考えられてきたのである。」(WN, p. 732, [3] 413 ページ)

だがスミスのように、人類にとって自由貿易の互恵性はこれほどまで「明白」であるのに、どのようにして、またなぜ「商人および製造業者」の詭弁が「人類の常識」を完全に混乱させてしまうなどといった事態が生じたのだろうか。かれらの詭弁が、かりに事実とまったく符合しない空論の類であったとすれば、少なくともそれぞれの国の統治者は、主権者が保護すべき国民多数の利害と対立する「商人および製造業者」にたいして、排他的特権を付与することなどありえない。そうなれば、ヨーロッパ近代国家の形成過程において、重商主義とよばれる近代システムは成立しなかったはずである。これは、重商主義(「商業の体系」²⁹⁾)が近代国家の政治原理として登場してくる歴史的事情を解明することであり、スミスは、『国富論』第3編と第4編の両編を貫く基本テーマとして、この問題を論じたのである³⁰⁾。

まず、『国富論』第3編(「さまざまな国民における富裕の進歩のちがいについて」)の主題は、ローマ帝国没落後のヨーロッパにおいて近代文明がどのように再興されたのかを明らかにすることである。スミスは、古今東西を問わず、農村の産業すなわち「農業」に資本が投じられた時点をもって文明社会の起源と考えている³¹⁾。それゆえ、「ものごとの自然のなりゆきによれば、あらゆる発展しつつある国の資本の大半は、まず農業に、のちに製造業に、そして最後に外国貿易に向けられる」(WN, p. 380, [2] 189 ページ)という。これが、スミスのいう「富裕の自然的進歩(natural progress of opulence)」である。しかるにローマ帝国没落後に「野蛮民が古くからの住民にたいしておこなった略奪と暴行は、町と農村あいだの商業を途絶させた。町は見捨てられ、農村は未耕作のまま放置され、ローマ帝国のもとでかなりの程度の富裕を享受していたヨーロッパの西部諸属州は、最低度の貧困と野蛮に落ちこんだ。」(WN, p. 381, [2] 191 ページ)

こうした「無秩序の時代(disorderly times)」から「封建的無政府の時代(times of feudal anarchy)」へと進んだ中世ヨーロッパに、文明社会が再興される契機となったのは、自治都市や商業都市で営まれていた「対外商業と製造業の静かで気づかれぬ作用」(WN, p. 418, [2] 241 ページ)であった。この「商業と製造業がもたらしたすべての効果のなかで、もっとも重要なもの」とスミスが述べる内容とは、農村を支配していた大土地所有者が、都市の産業から供給される奢侈品を購入するために、自分の支配下にある借地人と家臣団を解体して自らの権力基盤(土地)を喪失するにいたる歴史過程のことである。しかしスミスによれば、都市の産業(対外商業と製造業)によって蓄積された資本が農業に投下されるという、こうした「不自然で逆行的な順序」によってヨーロッパ社会に文明と富裕の回復がなされたという経緯(事実)そのものが、農業への資本投下ではなく、「対外商業と製造業」を富裕の原因だとわれわれに信じ込ませる、重商主義原理を定着させる歴史的基盤となったのである³²⁾。

29) Ⅲ節で用いた商業(貿易)の互恵性を意味する「商業の原理」と区別するために、「商業の体系(商業主義)」については「重商主義」という慣用語を用いて論じる。

30) 『国富論』第3編と第4編に共通するテーマが「近代主義」たる重商主義の批判的研究にあることを初めて指摘したのは、内田 [1988] 116-18, 131-33 ページである。

31) スミスが物語る農業起源の文明社会史論については、渡辺 [2015] 214 ページを見られたい。

32) 渡辺 [2015] 211-15 ページを参照。スミスが描くヨーロッパ近代史をシェーマ化すれば、「外国貿易とその子孫としての製造業」→(農業への資本投資)→「農業の子孫としての製造業」⇒「富裕の自然的順序」の回復

「商業と製造業」は富裕の原因だから政府がそれを優遇しなければならないという、重商主義の原理は、いわゆる大航海時代の幕開けとともにヨーロッパ経済が広く世界市場へと拓かれることによって、貿易競争を推進する近代国家間の行政原理へと大きく展開する。これが、『国富論』第4編「政治経済学の諸体系について」の基本テーマである。

スミスによれば、重商主義の原理は、元来まったくの「詭弁」である。にもかかわらず、世界市場を舞台として繰り上げられる国家間の熾烈な貿易競争が「国民的偏見と敵意」を煽り立てるため、重商主義の原理はますます現実性を帯びて強固なものとなり、いまや「大帝国の行動を導く政治原則」(WN, p. 493, [2] 372 ページ)へと格上げされる。こうして政府を指導する為政者や政治家だけではなく、その利害が独占商人とは完全に対立するはずの「国民大衆」にとってさえ、いまや重商主義は有益かつ有効な政策原理だと信じられようになる。しかし「詭弁」にすぎない重商主義の原理が正当化されるにはそれ相当の根拠があったはずであるから、そうした経緯についてスミスは、イングランドの重商主義を具体例として分析し、以下の2つの視点からその根拠を丹念に解きほぐしてゆく。

第1に指摘されるのは、「イングランドの土地と労働の年々の生産物は、疑いもなく、現在のほうが王政復古当時あるいは〔名誉〕革命当時よりもはるかに大きい」(WN, p. 345, [2] 136 ページ)という、厳然たる事実(経験知)そのものである。いま話を王政復古以後に限定しても³³⁾、「ロンドンの大火〔1666年〕とペストの流行〔1665年〕、2回の対オランダ戦争〔1665-67年、1672-74年〕、名誉革命の混乱、アイルランドでの戦争〔1690-91年〕、1688年、1702年、1742年、1756年と4回にわたって巨費を投じた対フランス戦争、さらには1715年と1745年における2回のジャコバイトの反乱」といった大事件が頻発し、イングランドは数多くの「混乱や不幸」に見舞われた(WN, pp. 344-45, [2] 134 ページ)。にもかかわらずイングランドで持続的な経済成長が可能であったのは、17世紀以来、政府が鋭意推進してきた重商主義政策の「成果」だと考えられてきたのである。

だが、重商主義の貿易独占が実際に「富裕」をもたらす政策原理であったとすれば、他国に先駆けて植民地貿易の独占を成し遂げたスペインとポルトガルの両帝国がなぜ衰退したのか、説明がつかないのではなからうか。スミスは明示的に、このような疑問を提起し、両帝国の衰退とイングランドの繁栄の根本原因について、次のように論じている。「商業と製造業によってある国に取得された資本は、そのある部分はその国の土地の耕作と改良によって確保され現実化されるまでは、すべて不安定で不確実な所有物である」(WN, p. 426, [2] 253 ページ)といわなければならないが、イングランドではエリザベスの治世の頃から「商業と製造業を保護することによって間接的に」

となる。スミスによれば、重商主義は、「対外商業と製造業」→(農業)という「逆行的順序」を、農業への資本投資を起点とする「富裕の自然的順序」そのものと取り違えた思想ということになる。しかし「逆行的な順序」とはいえ、間接的であっても(気づかれずに)農業に資本が投下され、漸次的にはあるが、その国に「富裕」が回復されるのであるから、その時代の観察者の立場からすれば、「商業と製造業」(原因)⇒「富裕の実現」(結果)という因果関係が経験的真理として成立する。これは、『人間本性論』[1739-40]の因果律をめぐるヒュームの認識論的懐疑の適用と考えてよいだろう。

33) というのは、イングランドの持続的成長の始まりを、スミスは、エリザベス1世の治世(Elizabeth I, 1558-1603)にまで遡らせているからである。「エリザベスの治世の開始からいまや200年以上になるが、この時期は人類の繁栄が通常持続する期間としては最長である。」(WN, p. 418, [2] 252 ページ)

さらに直接的な奨励策³⁴⁾によって農業への資本投資が促進された。しかし、あらためて指摘するまでもないが、「グレート・ブリテンの最大の繁栄と改良の時期は、奨励金と結びついた法体系よりものちのことであったとはいえ、そうだからといってわれわれは、それをそれらの法律に帰してはならない。」(WN, p. 541, [3] 78 ページ)

他方、「スペインとポルトガルは、かなり大きな植民地をもつまでは、工業国であった。〔しかし〕両国が世界でもっとも豊かで肥沃な植民地をもって以来、ともに工業国ではなくなってしまった。」(WN, p. 609, [3] 207 ページ) ここでスミスが両帝国の国内経済を衰退に導いた原因とするのは、植民地貿易の独占であるが、それに加えて、金銀の輸出禁止税、国内商業の規制や「一貫性のない不公平な司法行政」といった、植民地貿易の独占とは「種類のことなる他の諸独占」の悪影響も指摘される。そして、この両帝国とは真逆の事例としてあげられているのが、ブリテンのアメリカ植民地である。アメリカ植民地は、本国政府によって対外商業と製造業を規制されたため、皮肉なことにその資本は最初から農業に投じられることになった³⁵⁾。その結果、「わがアメリカ植民地が富と偉大さに向かって急速に進歩した」とすれば、その主要な原因とは、「植民地のほとんどすべての資本がこれまで農業に用いられてきた」ということ以外には考えられない(WN, p. 366, [2] 168 ページ)。したがって、植民地貿易の独占は国を富ませる原因とはいえない。「植民地貿易が、現在営まれている状態においてさえ、グレート・ブリテンにとって有利であるとすれば、それは独占によってではなく、独占にもかかわらず有利なのである。」(WN, p. 609, [3] 206 ページ)

次に、「重商主義によって確立された偏見」(WN, p. 517, [3] 33 ページ)が近代国家の行政原理となる第2の事情とは、当時の各国政府の為政者や政治家が、商業にかんしてまったく素人であったからである。スミスは、重商主義の原理のひとつである貿易差額説に関連して次のように論じている。「その議論はそれが提案された人びとを納得させた。それは商人から議会に、枢密院に、貴族に、地方のジェントルマンに語りかけられた。つまり貿易を理解していると想定された人びとから、その事情については何も知らないと意識している人びとに語りかけられたのである。外国貿易が国を富ませたことは、経験によって商人ばかりか、貴族や地方のジェントルマンにも明らかであった。しかし外国貿易が、どのようにして、つまりどのような仕方であつたのかは、かれらのうちのだれもよく知らなかった。商人はどのようにして外国貿易が自分たちを富ませるかということは完全に知っていた。それを知るのがかれらの仕事だったからである。だが、それがどのような仕方であつたのかを知ることは、かれらの仕事ではなかった。」(WN, p. 434, [2] 267 ページ) こうした経緯から貿易商人は、自分たちの私的利益を追求するために、その道の専門職としての経験と知識を利用して、政府関係者の注意を「金銀の増減を引き起こしうる唯一の原因である貿易差額の監視」に振り向けさせた。その結果「商人および製造業者」は、国の為政者や政治家の無

34) 農業奨励策について、スミスは次のように述べている。「こうした奨励策は、……おそらくは根本にはおいてまったく幻想的なものであるが、すくなくとも農業を優遇しようとする立法府の善意を十分に証明している。」(WN, p. 426, [2] 251 ページ) また、地主や農業者による穀物輸出奨励金を中心とする農業奨励策の実行が、実は商人や製造業者の「独占」要求の「模倣」行為であったことを、スミスは強調する(WN, pp. 461-62, [2] 315 ページ; p. 515, [3] 30 ページ)。この点は、後段で論じるように、「商人および製造業者」の私利私欲を端を発する「重商主義」(「独占」)政策が、いまだ土地貴族支配が続く近代国家の行政原理へと格上げされるにいたる重要なステップとなることに留意されたい。

35) この問題をとりあげた小林 [1976] は、今日なお参照に値する論考である。

知に付け込んで³⁶⁾、重商主義の原理を、政府公認の権威ある学説として定着させることに成功したのである³⁷⁾。

さて、重商主義批判を主題とする『国富論』第4編の焦点となるのは、東西両インド交易をめぐるヨーロッパ商業国家間の貿易戦争であるが、次節との関連で、ここで注意しておかなければならないのは、スミスの以下の一文である。

「われわれは、植民地貿易の効果とその貿易の独占の効果とを、慎重に区別しなければならない。前者はつねに、そして必然的に有利であり、後者はつねに、そして必然的に有害である。しかし前者はきわめて有益であって、そのため独占されていても、そして、その独占が有害な結果をもたらすにもかかわらず、そうでないばあいよりも有益さは大いに減ずるものの、それでもなお全体としては有益であり、大いに有益なのである。」(WN, p. 607, [3] 203-04 ページ)

自由貿易論者スミスの面目躍如たるを示すこの一文が、例によって、植民地貿易の「独占」を植民地貿易の「効果」と取り違えた重商主義批判の論理³⁸⁾であることは言うまでもないが、しかしスミスがここで求めているのは、海外の植民地貿易を即時全面的に開放してより多くの資本を東西交易に投入させることではない。かれの主張は、むしろ逆だといってよいだろう³⁹⁾。植民地貿易の「独占」は、一部の特権商人には「高利潤」をもたらしたかもしれないが、その「高利潤」は、それ以外の多くの貿易商人がアウトサイダーとして植民地交易に資本を投じる強力な誘因となった。それに必要な商業資本は、植民地貿易以外の既存の部門から、とくにイングランドにとって有利な対ヨーロッパ貿易から振り向けられた⁴⁰⁾。その結果、北アメリカ植民地よりも、「少なくとも8倍は広い市場を提供し、そして資金回収の頻度がまさっているために24倍も有利な」フランスとの交易は阻害され(WN, p. 418, [2] 377 ページ)、それが18世紀の英仏両国間に無用の軋轢と緊張とを惹起する遠因となったのである。「航海条例の制定〔1651年〕以来、植民地貿易はたえず増大して

36) 絶対王政下におけるフランス重商主義の成立事情についても、スミスは次のように指摘する。「コルベール氏は、そのすぐれた才能にもかかわらず、このばあいには、つねに同胞にたいする独占を求めてやまない商人や製造業者たちの詭弁に騙されたようである。」(WN, p. 419, [2] 321 ページ)

37) ここでスミスは、トマス・マンの『外国貿易によるイングランドの財宝』[1664]をあげて、この著作のタイトルは、このようにして「イングランドだけではなく、他のすべての商業国の政治経済学の基本命題となった」(WN, pp. 434-35, [2] 268 ページ)と、コメントを加えている。

38) これは、重商主義批判の論理として『国富論』第4編の随所に頻出するスミスの常用表現である。以下の文章も参照されたい。「中継貿易は大きな国民的富の自然の結果であり徴候ではあるが、自然の原因であるとは考えられない。特別の奨励をもって中継貿易を優遇しようと思った政治家たちは、結果や徴候を原因と取り違えたようである。」(WN, p. 434, [2] 178 ページ)

39) アメリカと東インドの二大市場のどちらもが「旧世界よりもはるかに大きい」として、スミスは、新しく切り拓かれた東西交易がヨーロッパ経済にもたらす無限の可能性を認めている(WN, pp. 609, 628, [3] 205, 236 ページ)。しかしその前後の文脈を読めば明らかのように、それは、「自然で自由な状態での植民地貿易」のこと、すなわち「植民地貿易の独占」が撤廃された将来の可能性についてである。

40) 「独占の結果としての植民地貿易の増加は、グレート・ブリテンがそれ以前に所有していた貿易にたいする追加を引き起こしたというよりも、むしろ貿易の方向を全面的に変えることになったのである。」(WN, p. 598, [3] 187 ページ)

きたのに、外国貿易の他の多くの部門、とりわけヨーロッパの他の諸地方への貿易が絶えず衰退してきた」(WN, p. 418, [3] 184 ページ) のは、実は植民地貿易の独占がもたらした悪影響であった。

すなわち、植民地支配めぐって争われたヨーロッパ近代商業国家間の貿易戦争が、ヨーロッパ社会の国際関係に「不和と敵意」を生み、本来「和合と友愛の紐帯」として機能するはずの商業の原理を機能不全に陥らせたのである。

V スミスにおける武勇の精神と戦争心理の分析

18世紀全般をつうじておこなわれた隣国フランスとイングランドとの貿易競争は、ともに「国民的な偏見と敵意」に鼓舞されて両大国を度重なる未曾有の戦争へと駆りたてた。「隣国が富んでいることは、たしかに貿易においては有利である」が、それは「戦争と政治のうえでは危険」であり、「敵対状態にあっては、自国にまさる陸海軍を敵国が保持することを可能にするかもしれない」(WN, p. 494, [2] 374 ページ) という、疑心と緊張関係を両国民間に生み出した。こうした植民地貿易をめぐる両国の長期にわたる対立と度重なる戦争への危機⁴¹⁾ は、ライバル関係にあった英仏両国民の心性にも大きな影響を及ぼしたにちがいない。

この問題については、『道徳感情論』の次の文章が検討の手がかりとなるだろう。「長い平和は、市民的性格と軍事的性格との違いを、減少させる傾向がきわめて強い。」(TMS, p. 204, [下] 74 ページ) これは、『感情論』6版第5部第2章「道徳的感情にたいする慣習と流行の影響について」からの一文であって、ここでは長期にわたる「慣習」が専門職に携わる人びとの人間性や内面心理に及ぼす影響が論じられている。そこで「平和」とは逆に、他国との敵対状態や戦争への危機が長期化すれば、軍人だけではなく、一般市民の「軍事的性格 (military character)」も強められることになる。そうなれば文明社会は、ある意味において「人間愛の諸徳よりも自己否定の諸徳が陶冶される」(TMS, pp. 204-05, [下] 76 ページ) 粗野で野蛮な状態へと退行するのである⁴²⁾。こうした変化が不可避であるのは、スミスによれば、「国民的偏見というくだらない原理が、しばしば、われわれ自身の祖国愛という高貴な原理にもとづいている」(TMS, p. 228, [下] 133 ページ) からである。戦争への危機が高まるにつれて、文明社会の国民の精神構造には平和と安定の続く時代にあっては想定できないような変化が生まれてくるのである。

まず、自分の幸運を過大評価して兵役に志願する若者のエピソードを紹介しよう。「青年志願兵たちは、戦争の勃発時にはとくにすすんで応募するし、彼らはほとんど昇進の機会がないのに、若者らしい空想で、名誉と名声を手にいれるという、おこりもしない無数の好機を思い描く。このロマンティックな期待が彼らの血の代価のすべてである。」(WN, p. 126, [1] 192 ページ) 心身とも

41) もっともスミス自身が、「1739年にスペイン戦争が勃発したとき、イングランドはほぼ28年間も深い平和を享受していた」(WN, p. 705, [3] 368 ページ) と述べているように、スペイン継承戦争(1701-13)を終結させたユトレヒト条約締結(1713)から、「ジェンキンスの耳戦争(War of Jenkins' Ear)」とよばれる対スペイン戦争勃発までの期間は、例外とすべきである。

42) 文明社会の野蛮への退行というテーマは、ホルクハイマーとアドルノが共著『啓蒙の弁証法』[1947]でとりあげたことで知られている。しかし文明批判家として知られるルソーやアダム・ファースンはいうまでもなく、一般に啓蒙の進歩史観の代表者と考えられているスミス自身もまた、このテーマに無関心でなかったことについては、渡辺[2014]を参照されたい。

にある程度健康であれば人間は、「自分自身の幸運 (good fortune)」を過大評価しがちである。若者にありがちなこの種の「野心」は、「あらゆる時代の哲学者や道徳家」によって「悪弊」と批判されてきた「自分自身の才能についてもっている人間の過度な自尊心 (over-weening conceit)」よりもさらに普遍的な現象である、とスミスは考えている (WN, pp. 124-25, [1] 189-90 ページ)。だが、こうした野心は、もちろん若者だけに特有のものではない。「不遇を託つ、気概と野心のある者」が、失われた自分の名誉と名声を回復しようと行動するときの動機でもある。「かれは、対外戦争あるいは国内不和が起ころうだという見込みを、満足をもって待ちかまえさせる」(TMS, p. 55, [上] 142 ページ) からである。

なるほど成功の望みがきわめて薄い、こうした「野心の領域に、けっして立ちいつてはならない」(TMS, p. 57, [上] 147 ページ) と、スミスは警告を発してはいるが、しかし、自分自身や家族を守るために、さらに祖国防衛のために戦おうとする気概 (spirit) は、人間 (とくに男性) にとって不可欠の気質だと考えられている。「臆病という性格ほど軽蔑すべきものはない」(TMS, p. 244, [下] 169 ページ)。というのは、侵害や不正にたいする「適切な義憤の欠如は、男性的性格 (manly character) のきわめて本質的な欠陥であり、多くのばあいに人を、侮蔑と不正からかれ自身あるいは友人たちを保護することを不可能にする」(TMS, p. 243, [下] 167 ページ) からである。こうした人間の男性的性格⁴³⁾ を、スミスが『国富論』においても重視していることは、分業が引き起こす人間の精神不全を論じた有名な第5編の箇所⁴⁴⁾ で、「しかし臆病者、すなわち自分を守ることも、復讐することもできない者は、明らかに、人間の性格のもっとも基本的な部分のひとつを欠いている」(WN, p. 787, [4] 58 ページ) と、述べていることから窺い知ることができる。

ところで、『国富論』第5編からの前掲引用文は、「労働貧民すなわち国民大衆」にとって、分業労働に従事する「かれ自身の特定の職業における技能は、かれの知的、社会的、軍事的な諸徳性を犠牲にして獲得される」(WN, p. 782, [4] 50 ページ) から、文明社会の政府は「武勇の精神 (martial spirit)」の涵養を必要とする、という文脈のなかで語られている。スミスは次のようにいう。「国民の武勇の精神が社会の防衛にとってなんの役にもたたないにしても、臆病さのなかにならざる含まれている種類の精神的な不完全さ、ゆがみ、みじめさが、国民大衆に広がるのを防止することは、やはり政府のもっとも真剣な配慮に値するだろう。」(WN, p. 787, [4] 58 ページ) ここでスミスは、「国民大衆の武勇の精神」を政府が涵養することの意義を強調しているわけであるが、この点については少し注意が必要であろう。なぜなら、軍備を主題として論じている『国富論』第5編第1章第1節では、古典古代以来の争点である常備軍と民兵との優劣にかんする比較史的考察をつうじて、「規律のゆきとどいた常備軍はどの民兵制にもまさっている」から、「文明国は規律のゆきとどいた常備軍によってしか防衛されない」(WN, pp. 705-06, [3] 369 ページ) と、結論づけられているからである。

しかし、『国富論』第5編第1章の第1節 (常備軍支持) と第2節 (民兵制擁護) とは、対立する議論だと解釈すべきではないだろう。スミスは、文明社会においても民兵制を維持し、「国民大

43) スミスが重視した人間の男性的性格 (徳性) を主題とする著作として、Justman [1993] がある。この問題に言及したわが国の研究としては、渡辺 [2011] 217-18 ページ、竹本 [2015] 30-31 ページを参照。なおジャストマンの著作は、近年研究が進んでいるスミスの女性論についても章を設けて論じている。

44) 『国富論』第5編第1章第3節「公共事業と公共施設の経費」の第2項は、「青少年教育のための施設の経費」を論じる箇所であることに、留意しておきたい。

衆の武勇の精神」を涵養することの必要性を、共和主義の言説を用いて、次のように論じている。少し長くなるが、重要な論拠となる文章なので以下に引用しておきたい。

「どの社会の安全保障も、多かれ少なかれ、国民大衆の武勇の精神につねに依存せざるをえない。なるほど今日では、十分な規律をもった常備軍によって支えられない武勇の精神だけでは、どのような社会でも、おそらく防衛と安全保障にとって十分でないだろう。しかしすべての市民が兵士の精神をもっているところでは、たしかに、比較的小規模の常備軍しか必要ではないだろう。しかもその精神は、ふつう常備軍について危惧されている、現実のものであれ想像上のものであれ、自由にたいする危険を、かならずや大幅に減少させるだろう。その精神は、外国の侵略者にたいする軍隊の作戦を大いにやりやすくするだろうし、それと同様に、不幸にして軍隊が国の基本構造に反抗するようしむけられることにでもなれば、その活動を阻止するだろう。」(WN, p. 787, [4] 57 ページ)

この引用文には直接「民兵(制)」という用語はみられないが、その前後の文脈をみれば、そこで議論されている「市民が兵士の精神を保持する」ための「軍事訓練の実習」といった具体的施策が、政府によって維持される「いわゆる近代の民兵制 (establishment of what are called the militias of modern times)」を意味していることは明らかである⁴⁵⁾。スミスは、近代の民兵制によって「国民大衆の武勇の精神」が涵養されれば、それによって常備軍の削減が可能となるばかりか、かえって「外国からの侵略者にたいする軍隊の作戦」は促進され、共和主義者が杞憂する常備軍の自由にたいする危険性も緩和されると主張する。つまり、スミスは、常備軍と民兵制とが「相互補完」の関係にある軍制(防衛体制)を構想していたのであって、かれを単純に常備軍支持者として解釈するのは疑問としなければならない⁴⁶⁾。スミスが防衛体制として民兵の役割を強く認識するにいたった背景には、1745年のジャコバイト蜂起の衝撃とアメリカ独立戦争におけるブリテンの軍事的敗北があったと考えられる。

スミスのオックスフォード大学留学中に勃発した、ステュアート王家の復位をめざした45年の蜂起では、ハイランド民兵を主力とするジャコバイト軍は、ヨーロッパに駐留しているブリテン政府軍(常備軍)の虚を衝いて、スコットランドからロンドン近郊のダービー(Derby)まで進攻することに成功したばかりか、同9月21日のプレストパンズの戦い(Battle of Prestonpans)や、さらには撤退後の翌1月17日のフォルカーク(Battle of Falkirk)の戦いにおいてさえ政府軍を打ち破った。局地戦におけるあくまで限定的な敗北とはいえ、常備軍が装備も不十分な民兵に敗れるというこの歴史の逆説に、ブリテン政府は、アメリカ独立戦争において再び遭遇することになる。この2つの大事件は、スミスに近代における民兵制の役割を再考させる重要な契機となった。すでに『法学講義』(Bノート)で論じられているように、商業の発展は「武勇の精神」を喪失させる(LJ(B),

45) 引用文の次の文章において、「近代のどのような民兵制でも、その複雑な規則をなんとか実施させておくだけでさえ、政府がたえず骨の折れる配慮をしなければならない」(WN, p. 787, [4] 58 ページ)と明記されている。

46) この点については、田中[1996]122ページに指摘されている。田中がスミスの民兵制を「常備軍を補完するもの」と位置づけるのにたいして、本稿では、スミスにおける民兵制の位置をさらに高く評価している。なお、Robertson[1985]は、スミスを「常備軍支持者」と位置づけている点に問題はあるが(p. 217)、民兵論争をスコットランド啓蒙のコンテクストにおいて研究した今日なお重要なモノグラフである。

p. 540, 406 ページ)。「武勇の精神」を失い非武装化されてしまったイングランドの市民は、常備軍が不在となるなら、ハイランド民兵にたいして抗う術もなかった。だが皮肉なことに、イングランドの商業化=非武装化は、イングランド市民のジャコバイト決起に期待をかけた若僧王チャールズ・エドワード・ステュアートの夢をも打ち砕いてしまったのである⁴⁷⁾。

以上のような経緯からスミスは、「規律のゆきとどいた常備軍」を維持するだけでなく、国民大衆が平時から「兵士の精神を保持する」ことが社会の防衛のために必要だと考えていたのであるが、政治や軍事に携わる社会の支配層である上流階級の人びとには、さらに高いレベルでの自己規制の徳を求めている。こうした統治階級に属する「戦士、政治家、哲学者、または立法者」にたいしてスミスが求めているものも、やはり「男性的な諸徳性 (masculine virtues)」(TMS, p. 63, [上] 168 ページ) である。

「賢明で分別ある行動が、その個人の健康、財産、身分、評判についての配慮よりも、偉大で高貴な諸目的に向けられるばあいには、しばしば、そして非常に適切に、慎慮とよばれる」(TMS, p. 216, [下] 103 ページ) という、『感情論』6版第6部で論じられる「上級の慎慮」の対象者は、それぞれに「偉大なる」という形容詞が付される将軍(武勇)・政治家(広汎で強力な仁愛)・立法者(正義への神聖な顧慮)であるが、「これらの徳性はすべて適切な程度の自己規制によって支えられている」のである。男性的性格として特徴づけられる人間の軍事的・政治的徳性にたいするスミスの評価⁴⁸⁾は、一部に誤解もあるが、けっして『感情論』6版に固有の特徴ではない。『感情論』初版-6版においてスミスは一貫して、「その企画がまったく正義を欠いてはいても、ひじょうに大胆で大掛かりであった、英雄や征服者にたいして、そして政治家にたいしてさえ、一般的な感嘆が生じる」(TMS, pp. 173-74, [上] 366 ページ) と述べているからである。

ところで、英雄や征服者のばあい「正義を欠いてはいても……一般的な感嘆が生じる」という記述については留意が必要である。実際スミスは、とくに軍事や戦争に関連させて、しばしばリアリストティックな記述を残しているからである。「偉大な戦功は、正義のあらゆる原理に反して企てられ、人間愛へのなんの顧慮もなしに遂行されたものであっても、われわれの関心をひくことがあるし、それを指揮したほとんど価値のない諸性格にたいする、ある程度の一種の重視さえ獲得する。」(TMS, p. 239, [下] 157 ページ) 戦時においては国際法を侵犯することが、「不名誉」ではなく、かえって「感嘆と喝采」の対象となるのも、そのためである(TMS, p. 54, [上] 445 ページ)。

だがⅡ節で検討したように、スミスは戦争の正当理由を、グロティウスの伝統にしたがい、自然法を基礎として論じていた。すなわち、国内のばあいと同じく、国際社会でも正義(自然法)にたいする完全権の侵害が戦争の正当理由だとされたのである。したがって、戦時において頻発するような「正義の侵犯」ともなう軍事行為にさえ「感嘆する」という記述は、一見するとスミスの自己撞着のように思える。しかしスミスは、その文脈から明らかなように、戦争や政治の表舞台でしばしば発揮される「野心とよぶのが適切な情念は、……慎慮と正義の限界内にとどまっているばあ

47) 初期スミスの思想形成にあたえた45年のジャコバイト蜂起の衝撃については、渡辺 [2014] 262-68 ページで詳細に論じた。

48) 同じく『感情論』6版で追加された第6部から、行論と関係する次の一文を引いておきたい。「対外戦争と国内争争は、公共精神の表明のためのもっともすばらしい機会を提供する、二つの状況である。対外戦争において自分の国に奉仕して成功する英雄は、全国民の願望を満たすのであり、その理由で、普遍的な感謝と感嘆の対象である。」(TMS, p. 232, [下] 140 ページ)

いには、つねに世間で感嘆される」(TMS, p. 173, [上] 366 ページ)と述べているのであって、自国の軍隊による正義の蹂躪や人間愛にもとる残虐行為を、たとえ侵略者にたいする防衛戦争のばあいであっても、容認しているわけではない。スミス自身は、こうした「偉大な軍功」にたいする世間の感嘆から、一定の距離をおいて注視する態度をとっていることは明らかである。しかし、いざ戦争状態に立ち至れば、「国民的偏見というくだらない原理が、しばしば、われわれ自身の祖国愛という高貴な原理にもとづいて」(TMS, p. 228, [下] 133 ページ)作用するため、かれは、軍事行動がつねに「慎慮と正義の限界内」にとどまることは現実的に不可能だと認めるのである。

戦争が国民の心性に及ぼす影響としてスミスが指摘している事例をもうひとつ紹介しておきたい。それは、戦勝のニュースに沸き立ち、戦争継続を望む国民の熱狂について分析が試みられている。『国富論』第5編第3章「公債」のなかの記述である。

「大帝国では、首都に住む人びとや戦場から遠く離れた属州に住む人びとは、その多くが、戦争からほとんど何の不便も感じないし、自国の艦隊や軍隊の戦果を新聞で読む楽しみを気楽に味わう。彼らにとってこの楽しみは、戦争のために支払う税と、平時に支払いなれていた税とのわずかな差額を償ってくれる。かれらは通常平和の回復には不満である。そうなる自分たちの楽しみは終わってしまい、また戦争がより長く続くことから生じる征服と国民的栄光という、無数の幻想的な希望も終わってしまうからである。」(WN, p. 920, [4] 309 ページ)

ここには宗教的熱狂と類似した、国民大衆の異様な戦争心理が巧みに描写されている。戦勝ニュースに沸き立つ国民の歓呼の声が無益な戦争を継続させる力となることは、わが国の過去の歴史でも体験された苦い教訓であるが、しかし、こうした国民の戦争心理が、きわめて熱しやすく、また冷めやすいものであることを、スミスは冷静に洞察している。戦争熱が冷める原因となるのは、近代戦争に不可避である戦費負担の重圧である。「国民は、戦争の継続中に、その全負担を感じるから、まもなく戦争に飽きてくるだろうし、政府はかれらの機嫌をとるために、必要以上に戦争を遂行しなければならないことはないだろう。戦争の負担が重くまた避けられないことを予見すれば、国民は、戦うべき真実で確実な利益がないのに、気まぐれに戦争を求めることをしなくなるだろう。」(WN, p. 926, [4] 321 ページ)すなわち、過重な戦費負担による国民生活への圧迫が、国民にとっても政府にとっても、戦争の継続を妨げる要因となるのである。「政治家あるいは立法者の学の一部分」である政治経済学の目標は、「国民と主権者との双方を富ませること」(WN, p. 428, [2] 257 ページ)にある。スミスは、このような国家統治の原点に立ち戻れば、政府も国民大衆も、貿易独占を守るための「高価」な戦争が「たんなる損失」にすぎないことを理解するだろう、と考えたのである。

VI むすびにかえて

ヒュームとスミスは、近代における戦争の特徴を、領土の拡大を求めて争われた過去の戦争と区別して、重商主義の原理(貿易の嫉妬)に誘導された商業諸国民が争う貿易戦争として捉えた。その頂点となるのは、ヨーロッパ列強が膨大な戦費を投入して戦われた植民地貿易の独占をめぐる争奪戦であった。「植民地貿易にかんする諸規制の大部分については、それを営む商人たちが主たる

助言者であった」(WN, p. 607, [3] 160 ページ) ため、「軽率な野心家のくもった目には、この〔植民地貿易の〕独占は、当然に、政治や戦争の混乱した争いのさなかで、戦いとるべききわめて魅惑的な対象としてあらわれた。」(WN, p. 627, [3] 238 ページ) しかし、その帰結は、『国富論』の最終文節で述べられているように、「国民の大多数にとって、利得ではなく、たんなる損失であった。」

(WN, p. 947, [4] 359 ページ) 貿易独占を推進する商業国家間の対立は、本来「和合と友愛の紐帯」であるべき商業を「不和と敵意の源泉」に変質させ、それによって国家間の「国民的敵意」は激化する。これが近代文明における戦争の特徴である。スミスは、たとえ(隣接した)国民間の敵対関係がどの程度のものであれ、たんに軍事的脅威があるということだけを理由に、予防戦争や先制攻撃に踏み込むことに反対したが、自国領土への侵略あるいは自国民への侵害にたいする防衛戦争は自然法(完全権)を根拠として合法であるとされた。

ここまではむしろ至極当然のことというべきであるが、しかし議論の場面を世界市場における植民地争奪戦に移せば、なお検討すべき問題が残されている。まず第1に、スミスは「植民地貿易の独占」を批判しているが、植民地貿易そのものに反対しているわけではない。そうだとすると、特権的貿易会社が支配する海外植民地の拠点(商館)とその商業活動が、ヨーロッパの他の商業国やその植民地の住民から攻撃を受けたばあい、防衛戦争は合法でなければならない。海外の拠点を防衛するためには一定の軍備も必要であろう。この海外植民地の防衛問題は、それゆえスミスが主張するように「貿易独占」が廃止されれば解消されるのではない。植民地貿易が自由化されれば、多くの一般商人が自由に参加しうる植民地貿易の防衛は、イギリス政府にとってさらに重要な課題となるのである。

これと関連するもうひとつの問題は、独立を求めるアメリカ植民地との戦争である。周知のようにスミスは、アメリカ植民地の独立を、最終的には「ブリテン帝国」は植民地を放棄すべきだという文脈のなかで承認している(『国富論』第5編第3章)。また、もうひとつの解決策である「合邦」論については、「われわれの植民地は、……合邦に同意するように説得できないかぎり、……あらゆる母国のなかでも最良の母国にたいして頑強に、自衛しようとする可能性がきわめて高い」(WN, p. 624, [3] 230 ページ) として、『国富論』出版の約1年前に始まった独立戦争によって、スミスは「合邦」構想が事実上不可能であることを認識していた。しかし、ブリテン帝国の国益のために、植民地を放棄せよという主張と、アメリカ植民地側の自衛戦争を自然法の原理(完全権)から正当と認めることは別のことである。したがって問題の焦点は、スミスがアメリカ植民地の自衛戦争を正当と認める主張にまで踏み込んでいたかどうかである。だが、それについては同時代の多くの思想家たちのアメリカ問題をめぐる議論のなかで明らかにされるべきテーマであるので、最初に掲げた問題とともに今後の課題としたい。

参考文献

- Anon. [1790] "Biographical Anecdotes of Adam Smith," *The Times*, August 16.
- Armitage, D. [2013] *Foundations of Modern International Thought*, Cambridge University Press. (平田雅博・山田園子・細川道久・岡本慎平訳『思想のグローバル・ヒストリー』法政大学出版局, 2015年)
- Bull, H. [1968a] "Society and Anarchy in International Relations," in *Diplomatic Investigations: Essays in the Theory of International Politics*, eds. by Butterfield, H. and M. Wight, Harvard University Press. (佐藤誠ほか訳『国際関係理論の探求——英国学派のパラダイム』日本経済評論社, 2010年)

- [1968b] “The Grotian Conceptions of International Society,” in *Diplomatic Investigations*. (同上訳書)
- Cairns, J. W. [2015a] “The Influence of Smith’s Jurisprudence on Legal Education on Scotland,” in *Enlightenment, Legal Education, and Critique: Selected Essays on the History of Scots Law*, Vol. 2, Edinburgh University Press.
- [2015b] “The First Edinburgh Chair in Law: Grotius and the Scottish Enlightenment,” in *Enlightenment, Legal Education, and Critique*.
- Carmichael, G. [1724] *Supplements and Observations upon The Two Books of Samuel Pufendor’s On the Duty of Man and Citizen*, 2nd ed., translated from the Latin by Silverthorne, M., in *Natural Rights on the Threshold of the Scottish Enlightenment: The Writings of Gershom Carmichael*, eds. by Moore, J. and M. Silverthorne, Liberty fund, 2002.
- Downie, R. S. [1992] “Ethics and Casuistry in Adam Smith,” in *Adam Smith Reviewed*, eds. by Jones, P. and A. S. Skinner, Edinburgh University Press.
- Frank, A. G. [1998] *ReOrient: Global Economy in the Asian Age*, University of California Press. (山下範久訳『リオリエント——アジア時代のグローバル・エコノミー』藤原書店, 2000年)
- Graham, G. [2016] “Adam Smith and Religion,” in *Adam Smith: His Life, Thought, and Legacy*, ed. by Hanley, R. P., Princeton University Press.
- Grotius, H. [1925] *De Jure Belli ac Pacis Libri Tres*, English translation of 1646 edition, by Kelsey, F. W., Oxford University Press. Reprint by William S. Hein Co., New York, 1995.
- Hill, L. [2009] “Adam Smith on War (and Peace),” in *British International Thinkers from Hobbes to Namier*, eds. by Hall, I and L. Hill, Palgrave Macmillan.
- Hont, I. [2005] *Jealousy of Trade: International Competition and the Nation-State in Historical Perspective*, Harvard University Press. (田中秀夫監訳『貿易の嫉妬——国際競争と国民国家の歴史的展望』昭和堂, 2009年)
- [2015] *Politics in Commercial Society: Jean-Jacques Rousseau and Adam Smith*, eds. by Kaposy, B. and M. Sonenscher, Harvard University Press.
- Howard, M. [2009] *War in European History*, New edition., Oxford University Press. (奥村房夫・奥村大作訳『改訂版・ヨーロッパ史における戦争』中公文庫, 2010年)
- Hume, D. [1987] *Essays, Moral, Political and Literary*, ed. Miller, E. F., Revised edition, Liberty Fund. (田中敏弘訳『道徳・政治・文学論集』名古屋大学出版会, 2011年)
- Hutcheson, F. [1747] *A Short Introduction to Moral Philosophy*, in *Collected Works of Francis Hutcheson*, by Bernhard Fabian’s Facsimile Editions, Vol. VI, Georg Olms Verlag, 1990. (田中秀夫・津田耕一訳『道徳哲学序説』京都大学学術出版会, 2009年)
- [1755] *A System of Moral Philosophy*, 2 vols, in *Collected Works of Francis Hutcheson*, Vol. V-VI.
- Kennedy, G. [2013] “Adam Smith on Religion,” in *The Oxford Handbook of Adam Smith*, eds. by Berry, C. J., M. P. Paganelli, and C. Smith, Oxford University Press.
- Minowitz, P. [1989] “Invisible Hand, Invisible Death: Adam Smith on War and Socio-Economic Development,” *Journal of Political Military Sociology*, 17.
- [1993] *Profits, Priests, & Princes: Adam Smith’s Emancipation of Economics from Politics and Religion*, Stanford University Press.
- Moore, J. and M. Silverthorne [1983] “Gershom Carmichael and the Natural Jurisprudence Tradition in the Eighteenth-century Scotland,” in *Wealth and Virtue: The Shaping of Political Economy in Scottish Enlightenment*, eds. by Hont, I. and M. Ignatieff, Cambridge University Press. (水田洋・杉山忠平監訳『富と徳——スコットランド啓蒙における経済学の形成』未来社, 1990年)
- [1984] “Natural Sociability and Natural Rights in the Moral Philosophy of Gershom Carmichael,” in *Philosophers of the Scottish Enlightenment*, ed. by Hope, V., Edinburgh University Press.

- Muthu, S. [2002] "Conquest, Commerce, and Cosmopolitanism in Enlightenment Political Thought," in *Empire and Modern Political Thought*, ed. by Muthus, S., Cambridge University Press.
- Parker, G. [1988] *The Military Revolution: Military Innovation and the Rise of the West, 1500-1800*, Cambridge University Press. (大久保圭子訳『長篠合戦の世界史——ヨーロッパ軍事革命の衝撃 1500～1800年』同文館, 1995年)
- Pool, T. [2005] *Reason of State: Law, Prerogative and Empire*, Cambridge University Press.
- Robertson, J. [1985] *The Scottish Enlightenment and the Militia Issue*, John Donald.
- Rothschild, E. [2002] "Adam Smith in the British Empire," in *Empire and Modern Political Thought*, ed. by Muthus, S.
- Smith, A. [1976a] *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, 2 vols, eds. by Campbell, R. H. and A. S. Skinner, Oxford University Press. (水田洋監訳『国富論』[全4冊] 岩波文庫, 2000-2001年)
- Smith, A. [1976b] *The Theory of Moral Sentiments*, Raphael, D. D. and A. L. M. Macfie, (eds.), Oxford University Press. (水田洋訳『道徳感情論』[上・下] 岩波文庫, 2003年)
- [1978] *Lectures on Jurisprudence*. Meek, R. L., D. D. Raphael, and P. G. Stein, Oxford University Press. (LJ(A): 水田洋・篠原久・只腰親和・前田俊文訳『アダム・スミス法学講義 1762～1763』名古屋大学出版会, 2012年; LJ(B): 水田洋訳『法学講義』岩波文庫, 2005年)
- Teschke, B. [2003] *The Myth of 1648: Class, Geopolitics and the Making of Modern International Relations*, Verso. (君塚直隆訳『近代国家体系の形成——ウェストファリアの神話』桜井書店, 2008年)
- Tuck, R. [1999] *The Right of War and Peace: Political Thought and the International Order from Grotius to Kant*, Oxford University Press. (萩原能久監訳『戦争と平和の権利——政治思想と国際秩序: グロティウスからカントまで』風行社, 2015年)
- [2013] "Grotius, Hobbes, and Pufendorf on Humanitarian Intervention," in *Just and Unjust Military Intervention: European Thinkers from Vitoria to Mill*, eds. by Recchia, S. and J. M. Welsh, Cambridge University Press.
- Van de Haar, E. [2009] *Classical Liberalism and International Relations Theory: Hume, Smith, Mises, and Hayek*, Palgrave Macmillan.
- [2013] "David Hume and Adam Smith on International Ethics and Humanitarian Intervention," in *Just and Unjust Military Intervention* eds. by Recchia and Welsh.
- Walter, A. [1996] "Adam Smith and the Liberal Tradition in International Relations," in *Classical Theories of International Relations*, eds. by Clark, I. and I. B. Neumann, Macmillan Press. (押村高・飯島昇藏他訳『国際関係思想史——論争の座標軸』新評論, 2003年)
- Wight, M. [1991] *International Theory: Three Traditions*, Leicester University Press. (佐藤誠・安藤次男・瀧澤邦彦・大仲真・佐藤千鶴子訳『国際理論——三つの伝統』日本経済評論社, 2007年)
- 内田義彦 [1988] 『増補・経済学の生誕』(未来社, 1962年) [『内田義彦著作集』第1巻(岩波書店)]。
- 太田義器 [2003] 『グロティウスの国政政治思想——主権国家秩序の形成』ミネルヴァ書房。
- 大沼保昭編 [1987] 『戦争と平和の法——フーゴ・グロティウスにおける戦争, 平和, 正義』東信堂。
- 岡 義武 [2009] 『国際政治史』岩波現代文庫。
- 生越利昭 [1989] 『F. ハチスンの所有権思想』田中敏弘編著『スコットランド啓蒙と経済学の形成』日本経済評論社。
- 久保芳和 [1989] 『スミスの宗教思想』久保芳和・真実一男・入江奨編著『スミス, リカードウ, マルサス——その全体像理解のために』創元社。
- 小林 昇 [1976] 『『国富論』におけるアメリカ』『小林昇経済学史著作集Ⅱ・国富論研究(2)』未来社。
- 竹本 洋 [2015] 『他人の災難や貧窮を傍観することは許されるか——アダム・スミスによる「中国の大地震」の思考実験』, 『経済学論究』69-3, 11-35 ページ。
- 田中正司 [1997] 『アダム・スミスの倫理学——『道徳感情論』と『国富論』』(上巻) 御茶の水書房。
- 田中秀夫 [1996] 『スミスにおける常備軍の民兵軍——分業と公共精神』(同『文明社会と公共精神』昭和堂, 第4章)。

- [2014] 『スコットランド啓蒙とは何か——近代社会の原理』 ミネルヴァ書房。
- [2016] 「ヒュームの文明社会論における戦争」『経済論叢』190-2（本誌）。
- 伊達聖伸 [2013] 「ヴォルテールとシャトープリアンの宗教批判——「寛容」から「自由」へ」, 『宗教学年報』31, 17-34 ページ。
- 前田俊文 [2004] 『プーフェンドルフの政治思想——比較思想史的研究』 創文社。
- 光辻克馬 [2012] 「ヨーロッパ体系の始動——ヨーロッパの国家と国際関係はどのように再編されたのか」(山影進 編著『主権国家体系の生成——「国際社会」認識の再検証』 ミネルヴァ書房)。
- 山内 進 [2009] 「グロティウスははたして近代的か」『法學研究』82-1, 963-94 ページ。
- 渡辺恵一 [1995] 「『国富論』の成立問題——「政治家および立法者の学」としての経済学」『立命館経済学』44-3, 110-127 ページ。
- [2008] 「『立法者の科学』としての経済学——アダム・スミスにおける啓蒙と経済学」(田中秀夫編著『啓蒙のエピステーメと経済学の生誕』 京都大学学術出版会)。
- [2011] 「『道徳感情論』における徳の政治学」(佐々木武・田中秀夫編著『啓蒙と社会——文明観の変容』 京都大学学術出版会)。
- [2014] 「アダム・スミスの文明社会論——啓蒙と野蛮の諸相」(田中秀夫編『野蛮と啓蒙——経済思想史からの接近』 京都大学学術出版会)。
- [2015] 「文明社会史論としてのスミス経済学」(坂本達也・長尾伸一編『徳・商業・文明社会』 京都大学学術出版会)。